用語のご説明

◆パンフレットの中でわからない用語などありましたら、こちらの用語説明集をご参照ください。

	用語	ご説明
い	医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
	医学的他覚所見	病気の症状が、医師により客観的に（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより）認められる異常所見をいいます。
し	傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故（転倒、交通事故、運動中の打撲・骨折などの外的要因による事故）によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
	疾病（病気）	上記の傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
つ	通院	医師による治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。
に	入院	医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方または保険の対象となる方をいいます。
ほ	保険期間	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。ただし、保険期間中であっても保険料が払い込まれていない場合は、補償の対象となる事由が発生しても保険金は支払われません。
	保険金	補償の対象となる事由によって損害が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり弊社とご契約者とで定める金額（ご契約金額）で、弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
	保険料	ご契約の内容に基づいて、ご契約者から弊社へお払い込みいただく金銭をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
り	旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの行程をいいます。

■告知義務・通知義務について

お申し込みの際、お引受け・保険料を決定するためにお申し込み時に弊社がお伺いする事項（告知事項）については、事実を正確に告知いただく「告知義務」があります。また、ご契約いただいた後も、保険証券記載の事項に変更が生じたときは、保険会社に通知いただく「通知義務」があります。故意または重大な過失により事実を告知されなかったり事実と異なる告知をされますと「告知義務違反」として、また、変更の生じた事実を遅滞なく通知されなかった場合は「通知義務違反」として、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

■事故の通知について

この保険の対象になる事故が発生した場合には、30日以内にAIU事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。賠償事故が発生した場合も、30日以内にご連絡のうえ、その後の処置につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようにご注意ください。
なお、盗難事故の場合は、ただちに所轄の警察署へ届出をしてください。

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、AIU・シティカードジャパン旅行保険デスクにお問い合わせください。
●ご契約に際しては、事前に、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560　東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
http://www.aiu.co.jp

お問い合わせ・お申し込みは

AIU・シティカードジャパン旅行保険デスク
0120-917-005（通話料無料）
午前10時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

B91-251（B-002020　2013-08）　3-13　3M　（TF）

観光	留学	出張	駐在	その他

2010年9月1日以降補償開始契約用

ダイナースクラブカード会員・シティカード会員の皆様へ

AIU海外旅行保険のご案内

お申し込みは簡単
お申し込みは
電話1本でとても簡単

充実の長期滞在プラン
ご要望の多かった長期滞在プランを
充実させました

ポイントプログラム
保険料はポイントプログラムの
対象となります

お問い合わせ・お申し込み先
AIU・シティカードジャパン旅行保険デスク
0120-917-005
［営業時間 午前10時～午後5時
（土・日・祝日・年末年始を除く）］

取扱代理店　シティカードジャパン株式会社
〒104-6037 東京都中央区晴海1丁目8番10号トリトンスクエアX棟
Tel: 0120-369-529【営業時間 午前10時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）】

引受保険会社　AIU損害保険株式会社
AIU・シティカードジャパン 旅行保険デスク
〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4　http://www.aiu.co.jp

保存版 2013年4月版

ダイナースクラブカード会員・シティカード会員の皆様へ

AIU保険会社から電話でお申し込みいただける海外旅行保険のご案内です。

この商品は会員様およびそのご家族様であれば、海外旅行や海外出張・ご留学時の

様々なリスクをカバーしたセットプランにお電話で簡単にお申し込みいただけます。

さらに、カードでお支払いされた保険料は、通常のご利用金額と同様にダイナースクラブカードの

クラブポイントやシティカードのリワードポイントの対象となります。

お申し込みはお手元にカードをご用意の上、パンフレット表紙の電話番号へご連絡ください。

AIU・シティカードジャパン旅行保険デスクのオペレーターが対応させていただきます。

大きな安心を、お電話一本でお申し込みいただける本商品をぜひご活用ください。

4つの安心　AIUなら、さまざまなリスクを幅広くカバー。

無制限
もう自己負担の心配はありません。
治療・救援費用を無制限*1に補償するインフィニティプラン

*1 無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額（支払限度額）を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

24時間対応
万一の際には、24時間日本語でスピーディに対応。

キャッシュレスメディカルサービス
米国を中心に世界55万カ所以上の医療機関でその場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるキャッシュレス・メディカルサービスを提供。

持病・既往症への保障
31日までのプランなら[持病・既往症]に対しても、疾病応急治療・救援費用*2を補償。（300万円限度）

*2 旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合や、温泉療法、はり、灸、カイロプラクティック、整体、リハビリテーションなど、保険金をお支払いできない場合があります。

AIUの海外旅行保険は さまざまなリスクを幅広くカバーし、海外旅行に行かれるお客様の不安を解消します。

AIUには、実際このような事故が報告されています。

観光中に、階段で足を踏み外し転倒。頭蓋骨骨折で30日間の入院となった。

約650万円 治療・救援費用

リゾート地で日焼けによる火傷を負い、医師による診察・薬の投与を受けた。

約60万円 治療・救援費用

現地料理店にて、辛い食べ物ツアーを満喫後、激しい胃痛・下痢・嘔吐の症状を発症、その後入院し治療を受けた。

約56万円 治療・救援費用

2010年1月 AIU実績

緊急歯科治療費用（保険期間31日まで）

旅行中に急に歯が痛くなった（注1）

疾病応急治療・救援費用（保険期間31日まで）

「旅行前にかかっていた病気」が急激に悪化（注2）

治療・救援費用

階段で転倒して骨折　盲腸で入院　ケガや病気で長期入院し、日本から家族が現地に駆けつける

傷害死亡／疾病死亡

ケガまたは病気が原因で亡くなられた

携行品

カメラを落とし、壊してしまった

傷害後遺障害

旅行中の交通事故のケガが原因で、後遺障害が生じた

個人賠償責任

お湯を出しっぱなしで寝てしまい、水浸しになり、修理費を請求された

航空機寄託手荷物遅延

航空会社に預けた手荷物が出てこない

航空機遅延費用

悪天候で、搭乗予定の航空機が飛ばなかった

（注1）緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。なお、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。
（注2）旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合や、温泉療法、はり、灸、カイロプラクティック、整体、リハビリテーションなど、保険金をお支払いできない場合があります。

＊詳しくは、このパンフレットのP.9～P.11海外旅行保険の概要にてご確認ください。

ダイナースクラブカード、シティカードをご利用ください

AIUの海外旅行保険は
ダイナースクラブカード会員様・シティカード会員様のご旅行を
ご出発からご帰宅まで強力にサポートさせていただきます。

おトク

保険料もポイントプログラムの対象
保険料はダイナースクラブカードまたはシティカードでのお支払いとなりますので、
面倒な手間は一切なく、通常のご利用金額と同様にポイントプログラム※の対象となります。

※ダイナース:クラブポイント
シティカード:シティリワードポイント

充実

充実の長期滞在プラン
ダイナースクラブカード会員様、シティカード会員様に需要が多い駐在や留学など長期滞在プランの
補償を充実させました。(治療救援費用無制限プランもあります。)

選べる

多彩な加入プラン
多彩な加入プランで短期のご旅行から長期の出張まで、様々なニーズに対応いたします。

便利

出発当日までお申し込み可能
出発当日でもご加入いただけますので急な出張にもお電話一本で対応いたします。

シティカードジャパン発行のクレジットカード 一部抜粋

ご注意：キャッシュバックカード会員の方は、本保険のお申し込みはできませんのでご了承ください。

カードに関するお問い合わせは下記まで

〈ダイナースクラブカード〉
0120-074-024

〈シティカード〉
0120-003-081
携帯・PHS・IP電話はこちらから 045-330-6900

受付:24時間／年中無休

ご注意

1.旅行の目的、告知内容、年令などによっては、お引き受けできない場合があります。
2.「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引き受けできません。また、出発後の予定の変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
3.申込人と旅行者(被保険者)が異なる場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。

お申し込み方法

1 ご契約タイプをお決めください。
(31日までのタイプはP.5〜6、31日以上のタイプはP.7〜8にございます。)

▼

2 「重要事項説明書」(P.12〜)をお読みください。

▼

3 ダイナースクラブカードまたはシティカードをお手元にご用意のうえ、会員ご本人様・家族会員様よりお電話ください。

AIU・シティカードジャパン旅行保険デスク **0120-917-005** [通話料 無料]
受付時間／午前10時〜午後5時(携帯電話からもご利用いただけます)
土・日・祝日・年末年始を除く

カード番号、お名前、ご住所、ご希望タイプ、旅行期間、告知事項など契約に関する内容を伺います。
◆伺った事項の再確認のため音声録音させていただきます

▼

4 ご加入手続き完了

お申し込みいただいた翌営業日に、ハンドブック(ご契約のしおり)・加入者証を発送いたします。

ご契約時に内容をご登録させていただきますので、次回以降のお申し込みはさらに簡単になります。

＊ご加入いただける方(被保険者)は、ダイナースクラブカード会員またはシティカード会員ご本人様・家族会員様と同居の親族・別居の未婚のお子様となります。

インターネットからのお申し込みもおすすめです。
インターネットでのご契約なら、補償をオーダーメイドできるフリープランも選べます。
会員専用保険比較サイトにアクセスください。

〈ダイナースクラブカード会員様は〉 **http://www.ccj-diners-insurance.jp/**
〈シティカード会員様は〉 **http://www.ccj-citicards-insurance.jp/**

上記URLの 旅行・ゴルフ カテゴリからAIU保険会社 海外旅行保険オンライン契約サービスの ＞お申し込みはこちら へおすすみください。

ご注意:インターネットでのご契約のプランは、当パンフレットのものとは別プランとなります。

4.この保険は海外旅行、たとえば観光旅行などの目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次のような場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートの提示が必要となることがあります。)●日本国外で永住権を持って居住される場合(アメリカのグリーンカード・ミリタリーID保持者など)●帰国の予定が不明確な場合●渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合 など。
5.ご加入に際し、留学の場合は「留学先の学校名」など、駐在の場合は「派遣先や駐在先都市名」などを確認させていただきます。ビザ・パスポートの確認が必要となることがあります。

ご契約プラン一覧表 保険期間31日までの方 海外旅行のトラブルを幅 広くサポートいたします。

・ご年令は旅行出発日時点での満年令になります。
・ご家族が被保険者（保険の対象となる方）の場合、ご加入いただけるご契約タイプは
旅行目的が観光・出張等であれば『11K』『21J』、留学であれば『53R』『51R』のいずれかになります。

2011年9月1日現在

旅行の目的	観光・出張など							短期留学		
ご加入可能年令	15才～69才までの方					0才～69才までの方	70才～80才までの方	15才～69才までの方		0才～69才までの方
契約タイプ	96K	16K	14K	13K	12K	11K	21J	55R	53R	51R
傷害死亡	1億円	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
傷害後遺障害（後遺障害の程度に応じて）	300万～1億円	300万～1億円	150万～5,000万円	90万～3,000万円	60万～2,000万円	30万～1,000万円	30万～1,000万円	150万～5,000万円	90万～3,000万円	30万～1,000万円
治療・救援費用（支払限度額/1事故・1疾病あたり）	無制限※1	2,000万円	2,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円
	疾病応急治療・救援費用300万円限度							疾病応急治療・救援費用300万円限度		
緊急歯科治療費用※2（支払限度額）	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	補償なし	3,000万円	2,000万円	1,000万円
個人賠償責任（支払限度額/1事故あたり）	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品（携行品1つあたり10万円限度）（乗車券・航空券などの場合は5万円限度）	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	20万円	10万円	30万円	30万円	20万円
航空機寄託手荷物遅延※3（支払限度額）	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機遅延費用※4（支払限度額）	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
保険期間 1日（0泊1日）まで	6,570円	6,330円	4,680円	3,220円	2,870円	2,460円	2,260円	4,680円	3,620円	2,460円
2日（1泊2日）まで	7,420円	7,030円	5,330円	3,850円	3,480円	3,050円	3,030円	5,330円	4,250円	3,050円
3日（2泊3日）まで	8,240円	7,740円	5,940円	4,400円	4,010円	3,530円	3,640円	5,940円	4,810円	3,530円
4日（3泊4日）まで	8,810円	8,240円	6,390円	4,830円	4,420円	3,920円	4,130円	6,390円	5,240円	3,920円
5日（4泊5日）まで	9,750円	9,070円	7,170円	5,570円	5,150円	4,590円	4,840円	7,170円	5,990円	4,590円
6日（5泊6日）まで	10,640円	9,860円	7,860円	6,220円	5,780円	5,180円	5,480円	7,860円	6,640円	5,180円
7日（6泊7日）まで	11,310円	10,460円	8,410円	6,730円	6,270円	5,630円	5,980円	8,410円	7,160円	5,630円
8日（7泊8日）まで	12,150円	11,210円	9,010円	7,270円	6,780円	6,080円	6,530円	9,010円	7,700円	6,080円
9日（8泊9日）まで	12,760円	11,740円	9,490円	7,710円	7,200円	6,490円	7,020円	9,490円	8,150円	6,490円
10日（9泊10日）まで	13,470円	12,360円	10,010円	8,170円	7,630円	6,880円	7,540円	10,010円	8,620円	6,880円
11日（10泊11日）まで	14,180円	12,990円	10,540円	8,640円	8,080円	7,290円	8,040円	10,540円	9,100円	7,290円
12日（11泊12日）まで	14,900円	13,630円	11,080円	9,120円	8,540円	7,730円	8,540円	11,080円	9,590円	7,730円
13日（12泊13日）まで	15,540円	14,190円	11,590円	9,590円	8,990円	8,140円	9,030円	11,590円	10,070円	8,140円
14日（13泊14日）まで	15,970円	14,550円	11,950円	9,950円	9,340円	8,480円	9,460円	11,950円	10,430円	8,480円
15日（14泊15日）まで	16,480円	14,980円	12,330円	10,290円	9,680円	8,800円	9,860円	12,330円	10,780円	8,800円
17日（16泊17日）まで	17,310円	15,700円	12,950円	10,850円	10,210円	9,290円	10,490円	12,950円	11,350円	9,290円
19日（18泊19日）まで	18,470円	16,730円	13,830円	11,670円	10,980円	10,020円	11,370円	13,830円	12,170円	10,020円
21日（20泊21日）まで	19,500円	17,620円	14,670円	12,450円	11,740円	10,730円	12,210円	14,670円	12,970円	10,730円
23日（22泊23日）まで	20,460円	18,460円	15,410円	13,110円	12,380円	11,330円	12,940円	15,410円	13,650円	11,330円
25日（24泊25日）まで	21,430円	19,300円	16,150円	13,790円	13,030円	11,930円	13,710円	16,150円	14,340円	11,930円
27日（26泊27日）まで	22,590円	20,320円	17,070円	14,630円	13,850円	12,710円	14,590円	17,070円	15,200円	12,710円
29日（28泊29日）まで	23,670円	21,280円	17,880円	15,340円	14,520円	13,320円	15,330円	17,880円	15,930円	13,320円
31日（30泊31日）まで	24,770円	22,230円	18,730円	16,130円	15,280円	14,040円	16,220円	18,730円	16,730円	14,040円

重　要

申込人と旅行者（被保険者）が異なる場合か、旅行者（被保険者）が15才未満（旅行出発日時点）の場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額が1,000万円以下(*)のご契約タイプからお選びください。

＊同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済があるときは、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、それぞれ合算で1,000万円を上限とさせていただきます（旅行の目的が留学の場合は3,000万円）。

※1:無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額（支払限度額）を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。
※2:緊急歯科治療費用は、保険期間31日までのご契約に限り補償の対象となります。ご旅行中に緊急を要した歯科治療費用に限り、10万円をお支払いの限度とします。
※3:1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。
※4:1回の出発遅延など、搭乗不能または着陸地変更につき、2万円をお支払いの限度とします。

ご注意

■保険期間は、ご出発日からご帰国までの日数でお選びください。
（例:6月1日出発で6月6日帰国の場合、保険期間は「6日（5泊6日）まで」となります。）
■「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引き受けできません。また、出発後の予定の変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
■「携行品」では、身の回り品が居住施設（寮・ホームステイ先を除きます）にある場合は保険の対象に含まれません。また、家財道具も携行品ではありませんので保険の対象に含まれません。さらに、「個人賠償責任」では、建物またはマンションの戸室全体を賃貸している場合のその部屋に与えた損害もお支払いできません。
■この保険の最長保険期間は1年です。1年を超える場合、満期前に日本で申し込み、保険料お支払い等更改手続きをおとりください。更改手続きは、被保険者本人の委任を受けた日本における代理の方（ご家族・知人等）を介してお申し込みください。ただし、更改時に保険金請求内容・告知事項等により、契約の延長・継続ができない場合があります。また、現契約の満期後を迎えてから被保険者が海外に滞在したままでは、更改手続きができませんので契約をご希望の方はお早めにお手続きをしてください。（詳しくは、ご契約時にお渡しする「契約のしおり」と同封のチラシにてご確認ください）
■海外旅行保険は、例えば観光旅行、留学、駐在等の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次のような場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。（ご加入に際し、確認のためパスポートの提示が必要となることがあります）
●日本国外で永住権を持って居住される場合（アメリカのグリーンカード・ミリタリーID保持者など）
●帰国の予定が不明確な場合
●渡航後（旅行期間の途中から）の加入をご希望の場合　　など

ご契約プラン一覧表 保険期間31日を超える方 海外赴任や留学など、長期の海外生活を幅広くサポートいたします。

・旅行目的が「観光」「その他」の場合、保険期間は6か月までとなります。（延長はできません）
・ご年令は旅行出発日時点での満年令になります。
・ご家族が被保険者（保険の対象となる方）の場合、ご加入いただけるご契約タイプは、
旅行目的が観光・出張等であれば『11B』『21C』、留学であれば『5K3』『5K1』のいずれかになります。
・「現症・既往症（※1）」のない方がご加入いただけます。

2011年9月1日現在

旅行の目的	観光（保険期間6か月までのお引き受けとなります）／出張・駐在 など							留学		
ご加入可能年令	15才～69才までの方					0才～69才までの方	70才～80才までの方	15才～69才までの方		0才～69才までの方
契約タイプ	96B	16B	14B	13B	12B	11B	21C	5K5	5K3	5K1
傷害死亡	1億円	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
傷害後遺障害（後遺障害の程度に応じて）	300万～1億円	300万～1億円	150万～5,000万円	90万～3,000万円	60万～2,000万円	30万～1,000万円	30万～1,000万円	150万～5,000万円	90万～3,000万円	30万～1,000万円
治療・救援費用（支払限度額/1事故・1疾病あたり）	無制限※2	2,000万円	2,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円
疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	補償なし	3,000万円	2,000万円	1,000万円
個人賠償責任（支払限度額/1事故あたり）	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品（携行品1つあたり10万円限度）（乗車券・航空券などの場合は5万円限度）	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	20万円	10万円	30万円	30万円	30万円
航空機寄託手荷物遅延※3（支払限度額）	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機遅延費用※4（支払限度額）	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
保険期間 34日（33泊34日）まで	23,790円	21,180円	17,480円	14,640円	13,750円	12,440円	13,870円	17,480円	15,320円	12,800円
39日（38泊39日）まで	25,980円	23,230円	19,080円	15,800円	14,810円	13,360円	14,740円	19,080円	16,610円	13,760円
46日（45泊46日）まで	31,610円	28,010円	23,210円	19,270円	18,100円	16,430円	18,550円	23,210円	20,280円	16,860円
53日（52泊53日）まで	37,900円	33,340円	27,840円	23,160円	21,790円	19,880円	22,850円	27,840円	24,400円	20,340円
2か月まで	44,170円	38,850円	32,350円	26,750円	25,130円	22,920円	26,450円	32,350円	28,250円	23,410円
3か月まで	61,500円	53,660円	45,110円	37,430円	35,260円	32,320円	37,970円	45,110円	39,560円	32,930円
4か月まで	84,400円	73,540円	61,790円	50,910円	47,920円	43,960円	51,940円	61,790円	54,000円	44,710円
5か月まで	110,980円	96,280円	81,130円	66,890円	62,990円	57,930円	69,270円	81,130円	70,980円	58,800円
6か月まで	131,100円	114,020円	95,670円	78,230円	73,550円	67,550円	80,490円	95,670円	83,280円	68,540円
	旅行の目的が「観光」・「その他」の場合、保険期間は最長6か月までのお引き受けとなります。							――		
7か月まで	155,170円	134,720円	113,220円	92,600円	87,090円	80,070円	95,820円	113,220円	98,610円	81,180円
8か月まで	180,250円	156,310円	131,410円	107,470円	101,080円	92,980円	111,670円	131,410円	114,460円	94,210円
9か月まで	204,860円	177,530円	149,280円	122,040円	114,780円	105,640円	127,150円	149,280円	130,010円	106,980円
10か月まで	229,670円	198,880円	167,330円	136,810円	128,680円	118,470円	142,890円	167,330円	145,760円	119,940円
11か月まで	254,420円	220,180円	185,330円	151,550円	142,550円	131,310円	158,640円	185,330円	161,470円	132,890円
1年まで	275,850円	239,000円	200,800円	163,740円	153,920円	141,670円	171,850円	200,800円	174,630円	143,380円

※旅行の目的が「観光」・「その他」の時はお引き受けできません。

重　要

申込人と旅行者（被保険者）が異なる場合か、旅行者（被保険者）が15才未満（旅行出発日時点）の場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額が1,000万円以下(*)のご契約タイプからお選びください。

＊同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済があるときは、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、それぞれ合算で1,000万円を上限とさせていただきます（旅行の目的が留学の場合は3,000万円）。

※1:「現症・既往症」とは、次の場合をいいます。
・現在、ケガや病気で医師の治療・投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診察、治療・投薬等のいずれかをすすめられている。
・これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガン等の重傷病を患ったことがある。

※2:無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額（支払限度額）を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

※3:1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。

※4:1回の出発遅延など、搭乗不能または着陸地変更につき、2万円をお支払いの限度とします。

ご注意

■保険期間は、ご出発日からご帰国までの日数でお選びください。
（例:6月1日出発で6月6日帰国の場合、保険期間は「6日（5泊6日）まで」となります。）

■「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引き受けできません。また、出発後の予定の変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。

■「携行品」では、身の回り品が居住施設（寮・ホームステイ先を除きます）にある場合は保険の対象に含まれません。また、家財道具も携行品ではありませんので保険の対象に含まれません。さらに、「個人賠償責任」では、建物またはマンションの戸室全体を賃貸している場合のその部屋に与えた損害もお支払いできません。

■この保険の最長保険期間は1年です。1年を超える場合、満期前に日本で申し込み、保険料お支払い等更改手続きをおとりください。更改手続きは、被保険者本人の委任を受けた日本における代理の方（ご家族・知人等）を介してお申し込みください。ただし、更改時に保険金請求内容・告知事項等により、契約の延長・継続ができない場合があります。また、現契約の満期後を迎えてから被保険者が海外に滞在したままでは、更改手続きができませんので契約をご希望の方はお早めにお手続きをしてください。（詳しくは、ご契約時にお渡しする「契約のしおり」と同封のチラシにてご確認ください）

■海外旅行保険は、例えば観光旅行、留学、駐在等の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次のような場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。（ご加入に際し、確認のためパスポートの提示が必要となることがあります。）
●日本国外で永住権を持って居住される場合（アメリカのグリーンカード・ミリタリーID保持者など）
●帰国の予定が不明確な場合
●渡航後（旅行期間の途中から）の加入をご希望の場合　　など

海外旅行保険の概要（裏表紙の「用語のご説明」も一緒にご覧ください。）

●保険期間（保険のご契約期間）が旅行期間と異なる場合、下記「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

傷害死亡

保険金をお支払いする場合

旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。

お支払いする保険金

傷害死亡保険金額の全額を被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。

注 同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。
お支払い額＝傷害死亡保険金額－すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額

保険金をお支払いできない主な場合

次のような事由により生じたケガ
◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◎脳疾患、疾病、心神喪失 ◎妊娠、出産、早産、流産 ◎被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 ◎**旅行行程開始前または終了後に発生したケガ** …など

傷害後遺障害

保険金をお支払いする場合

旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたとき。

お支払いする保険金

後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。

注 保険期間（保険のご契約期間）を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

①次のような事由により生じたケガ
◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◎脳疾患、疾病、心神喪失 ◎妊娠、出産、早産、流産 ◎被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ◎戦争、革命などの事変◎放射線照射、放射能汚染 ◎**旅行行程開始前または終了後に発生したケガ**
②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など

治療・救援費用（カイロプラクティック等にかかわる費用補償対象外特約セット）（救援者費用等追加補償特約セット）（妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット**〈保険期間31日までの契約にセットされます。〉**）

保険金をお支払いする場合

●傷害治療費用部分
旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき。

●疾病治療費用部分
①「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」（※1）により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したとき。
②旅行行程中に感染した感染症（※2）により旅行行程が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したとき。

●救援費用部分
①◎旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。◎旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡したとき。 ◎旅行行程中に発病した病気（旅行行程中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。）が原因で旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。
②旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは旅行行程中に発病した病気（旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。）が原因で3日以上続けて入院したとき（ただしファミリープランに限り、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります。）
③旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要なとき。
④旅行行程中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき。

（※1）その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。
（※2）感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

お支払いする保険金

●傷害・疾病治療費用部分
1回のケガ、病気につき、被保険者が現実に支出した費用で、社会通念上妥当な次の費用を治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
①診療費関係（保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。）、緊急移送費、ホテル客室料（治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料）、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に支出した金額。
②入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。
③医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。）
④法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

注1 カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者（治療を要した地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを許された者をいいます。）による治療を受けたときに現実に支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。
注2 日本国内で治療を受けられ、健康保険や労災保険などから支払いがなされ被保険者が支払わなくてもよい場合、または海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分を差し引いてお支払いします。

●救援費用部分
保険契約者、被保険者またはその親族が実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、治療・救援費用保険金額をもって1回の事故などの支払いの限度とします。
①捜索救助費用
②現地までの航空運賃などの往復運賃（救援者3名分まで）
③現地および現地までの行程におけるホテル客室料（救援者3名かつ1名につき14日分まで）
④現地からの移送費用
⑤遺体処理費用（100万円まで）（ただし、花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。）
⑥諸雑費（救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費など合計で個人プランの場合は20万円まで）

P.10へ続く

P.9の続き

保険金をお支払いできない主な場合

①次のような事由により生じた費用
◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為（自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用を除きます。） ◎被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故（死亡した場合の救援費用を除きます。） ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染
②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
③妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気（ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合にはお支払いの対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。）
④歯科疾病（ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。）
⑤カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療 …など

疾病に関する応急治療・救援費用〈保険期間31日までの契約にセットされます。〉

保険金をお支払いする場合

●疾病治療費用部分
旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。）が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化（※）により医師の治療を受けたとき。

●救援費用部分
旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。）が原因で旅行行程中にその症状の急激な悪化（※）により3日以上続けて入院したとき（ただしファミリープランに限り、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります。）

（※） 症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

お支払いする保険金

●疾病治療費用部分
実際に支払われた治療費などのうち社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。

●救援費用部分
保険契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。
◎救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費（救援者3名分まで） ◎救援者の宿泊施設の客室料（救援者3名かつ1名につき14日分まで）…など

注1 治療・救援費用の保険金額が300万円以上の場合は、1回の疾病につき支払限度額が300万円となります。
注2 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。
注3 旅行行程中も支出することが予定されていた次の費用はお支払いの対象となりません。
◎透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用 ◎インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用
注4 次の費用はお支払いの対象となりません。
◎温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用 ◎あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ◎運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ◎臓器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ◎眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ◎毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用 ◎不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

保険金をお支払いできない主な場合

◎旅行行程終了後に治療を開始した場合 ◎治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ◎旅行開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。） …など

緊急歯科治療費用〈保険期間31日までの契約にセットされます。〉

保険金をお支払いする場合

旅行行程中に生じた歯科疾病症状（※）の急激な発症・悪化により旅行行程中に歯科医師による緊急歯科治療を開始した場合
（※） 装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。

注 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。

お支払いする保険金

被保険者が現実に支出した次の費用を、10万円を限度としてお支払いします。ただし、旅行行程中に要した費用に限ります。
①診療費、処置費および手術費 ②薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
③X線検査費、諸検査費および手術室費 ④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用

注 緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いできない主な場合

義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷、ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為 …など

疾病死亡

保険金をお支払いする場合

①旅行行程中に病気により死亡したとき。
②「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」（※）により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき（ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。）。
③旅行行程中に感染した感染症（治療・救援費用●疾病治療費用部分②に記載の感染症）により旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。
（※） その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。

お支払いする保険金

疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

①次のような事由により生じた病気
◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染
②妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気 ③歯科疾病 …など

個人賠償責任

項目	内容
保険金をお支払いする場合	旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物（※）を壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき。 （※）　保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。
お支払いする保険金	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 注1 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 注2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。 注3 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。
保険金をお支払いできない主な場合	①次のような事由により生じた損害 ◎保険契約者または被保険者の故意 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害 ◎被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任 ◎同居の親族に対する損害賠償責任 ◎自動車（※1）、船（※2）、航空機、銃器（※3）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ◎受託物に対する損害賠償責任（他人から借りたものを含みます。） ◎汚染物質に起因する損害賠償責任 ◎心神喪失に起因する損害賠償責任 ◎罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任　…など （※1）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルはお支払いの対象となります。 （※2）ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。　（※3）空気銃はお支払いの対象となります。

携行品

項目	内容
保険金をお支払いする場合	旅行行程中に携行品（※）が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けたとき。 （※）携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などの身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内）の物、別送品などは含みません。
お支払いする保険金	携行品1つ（1点、1組または1対）あたり10万円を限度として損害額（※）をお支払いします。 （※）　損害額とは、修理費または購入費から減価償却した金額のいずれか低い方をいいます。 注1 乗車券・航空券などは、事故後に支出した費用で合計5万円を限度とします。 注2 お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間（保険のご契約期間）中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗、および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 注3 旅券については、その再発給または渡航書発給の費用（領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄の在外公館所在地までの交通費および同地における、ホテル客室料などをいいます。）を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。 注4 自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じた損害 ◎携行品の置き忘れ、紛失 ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失 ◎被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 ◎没収、破壊など、携行品に対する国や公共団体の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊を除きます。） ◎携行品の欠陥または自然の消耗　…など 注 レンタル業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じレンタル業者から賠償請求された場合は、上記「個人賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。

航空機寄託手荷物遅延

項目	内容
保険金をお支払いする場合	旅行行程中に携行する身の回り品で航空機（定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。）の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったとき。
お支払いする保険金	航空機到着後96時間以内に被保険者が目的地において負担した必要不可欠な衣類、生活必需品、身の回り品の購入費（貸与を受けたときの費用を含みます。）を、1回の寄託手荷物遅延につき10万円を限度としてお支払いします。ただし、寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入または貸与を受けたことによる費用を除きます。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じた費用 ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染　…など

航空機遅延費用

項目	内容
保険金をお支払いする場合	**〈出発遅延等〉**搭乗予定の航空機について以下の事由が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。 ◎6時間以上の出発遅延 ◎欠航・運休 ◎航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 ◎搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。 **〈乗継遅延〉**航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき。
お支払いする保険金	**〈出発遅延費用等・乗継遅延費用〉** 出発地（または乗継地・着陸地）において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなど客室料、食事代、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料など通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをお支払いします。ただし、1回の出発遅延等または乗継遅延につき、2万円をお支払いの限度とします。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じた費用 ◎保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反　◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波　◎戦争、革命などの事変　◎放射線照射、放射能汚染　…など

必ずお読みください　「海外旅行保険」をご契約いただくお客さまへ

⚠印を記載した項目はお客さまにとって特に重要な情報ですので、ご注意ください。ご質問・ご相談などのお問い合わせ先につきましては、P.18にてご確認ください。

契約概要のご説明

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。
またこの説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険の約款・ご契約のしおりにてご確認ください。ご不明な点については、AIU・シティカードジャパン旅行保険デスクまでお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

この商品は、海外旅行保険の旅行行程中（注1）に被保険者（保険の対象となる方、以下「被保険者」といいます。）がケガをしたときや病気になったときなどを主に補償する保険です。各補償内容など詳細につきましては「2.保障（補償）内容」にてご確認ください。

事由＼主な補償項目	ケガによる			病気による	
	死亡	後遺障害	入院・通院	入院・通院	死亡
傷害死亡	○	×	×	×	×
傷害後遺障害	×	○	×	×	×
治療・救援費用	×	×	○	○	×
疾病死亡	×	×	×	×	○

○：補償対象です。　×：補償対象ではありません。

（注1）「旅行行程中」とは、保険証券（契約証）記載の被保険者がご契約の海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。なお、保険期間（保険のご契約期間、以下「保険期間」といいます。）が旅行期間と異なる場合、「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

⚠ <「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意>

この保険には、保険期間が31日までの契約で、治療・救援費用、疾病治療費用または救援者費用がセットされている場合に、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」がセットされています。
この特約では、「ご旅行前の病気に対する応急治療」を所定の金額を限度に補償します。また、この特約がセットされる保険契約の保険期間は延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間については、この特約はセットされません。なお、保険期間終了前にお手続きを完了されませんと保険期間の延長はできませんのでご注意ください。
①医師の処置、処方または健康上の理由により、旅行中も継続して処置、処方または治療することを予定されていた透析、インスリン注射、その他の薬剤などの費用などについては、保険金をお支払いできません。
②海外旅行開始前より渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配を含みます。）などについては、保険金をお支払いできません。
③旅行行程終了後の治療費用、救援費用については、保険金をお支払いできません。

⚠ <「緊急歯科治療費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意>

保険期間31日までのご契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされているご契約の場合、「保険期間中の急激な発症・悪化による緊急歯科治療」を保険期間内で、10万円を限度に補償します。また、この特約がセットされる保険契約の保険期間は延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間については、この特約はセットされません。なお、保険期間終了前にお手続きを完了されませんと保険期間の延長はできませんのでご注意ください。
①緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。
②緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。
※延長手続きについては「その他のご注意」の「2.ご契約後にご注意いただきたいこと」にてご確認ください。

2. 保障（補償）内容

保険金をお支払いする主な場合・お支払いできない主な場合を記載しています。ご契約される保険の種類やセットされる特約により保障（補償）内容が異なりますので、詳細につきましては、保険の約款・ご契約のしおりにてご確認ください。

(1) 保険金をお支払いする主な場合とお支払いする保険金

項目		内容	注
①傷害死亡		旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときに、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでにお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした金額を差し引いた残額をお支払いします。	
②傷害後遺障害		旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたときに、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。（ただし、保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。）	
③治療・救援費用保険金	ア.傷害治療費用部分	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき、治療費用などのうち被保険者が実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額を1回のケガにつき治療・救援費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。	（注1）保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」（妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により医師の治療を開始した場合をお支払いの対象とします。）がセットされます。 （注2）「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」に関して、治療・救援費用の保険金額が300万円以
	イ.疾病治療費用部分	「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」（※）により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したとき、または、旅行行程中に感染した特定の感染症が原因で、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したときに、治療費用などのうち被保険者が実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額を1回の病気につき治療・救援費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 （※）その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。	

P.13へ続く

P.12 の続き

項目	内容	注
③治療・救援費用保険金 ウ.救援費用部分	旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険契約者、被保険者またはその親族の方が実際に支出した救援費用などをお支払いします。ただし、1回の事故について治療・救援費用保険金額がお支払いの限度となります。 a.被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 b.病気または妊娠、出産、早産、流産を直接の原因として死亡したとき。 c.発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき（旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。）。 d.被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは発病した病気（旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。）が原因で継続して3日以上入院したとき e.搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要なとき。 f. 誘拐または行方不明になったとき（救援者費用等追加補償特約）	上の場合は支払限度額が300万円となります。 （注3）「救援者費用等追加補償特約」がセットされます。
④疾病に関する応急治療・救援費用	「1. 商品の仕組み」の〈「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意〉にてご確認ください。	
⑤緊急歯科治療費用	「1. 商品の仕組み」の〈「緊急歯科治療費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意〉にてご確認ください。	
⑥傷害治療費用	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき、治療費用などのうち被保険者が実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額を1回のケガにつき傷害治療費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。	
⑦疾病治療費用	「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」（※）により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したとき、または、旅行行程中に感染した特定の感染症が原因で、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したときに、治療費用などのうち被保険者が実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額を1回の病気につき疾病治療費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 （※）その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。	（注1）保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」（妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により医師の治療を開始した場合をお支払いの対象とします。）がセットされます。 （注2）疾病に関する応急治療・救援費用補償特約に関して、疾病治療費用の保険金額が300万円以上の場合は支払限度額が300万円となります。
⑧救援者費用等	旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険契約者、被保険者またはその親族の方が実際に支出した救援費用などをお支払いします。ただし、保険期間を通じて救援者費用等保険金額がお支払いの限度となります。 a.被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 b.病気または妊娠、出産、早産、流産を直接の原因として死亡したとき。 c.発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき（旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。）。 d.被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは発病した病気（旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。）が原因で継続して3日以上入院したとき。 e.搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要なとき。 f.誘拐または行方不明になったとき（救援者費用等追加補償特約）	（注1）保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」（妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により医師の治療を開始した場合をお支払いの対象とします。）がセットされます。 （注2）疾病に関する応急治療・救援費用補償特約に関して、救援者費用の保険金額が300万円以上の場合は支払限度額が300万円となります。 （注3）「救援者費用等追加補償特約」がセットされます。
⑨疾病死亡	旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 a.病気により死亡したとき。 b.「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」（※）により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき（旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。） c.旅行行程中に感染した特定の感染症が原因で、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。 （※）その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。	
⑩個人賠償責任	旅行行程中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物（※）を壊したりして損害をあたえ、法律上の賠償責任を負ったときに、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金などをお支払いします。 （※）契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。	（注1）賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 （注2）損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。 （注3）被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。
⑪携行品	旅行行程中に偶然な事故によって携行品（※）に損害が生じたときに、携行品1つ（1点、1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券などの場合は事故後に支出した費用で合計5万円限度）を限度とし、損害額をお支払いします。お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 （※）携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などの身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物、別送品などは含みません。	（注）損害額とは、修理費または購入費から減価償却した金額のいずれか低い方をいいます。
⑫航空機寄託手荷物遅延	旅行行程中に携行する身の回り品で航空機（定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。）の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったときに、1回の事故につき10万円を限度として、航空機到着後96時間以内に被保険者が目的地において負担した①衣類購入費②生活必需品購入費③身の回り品購入費をお支払いします。 ※「購入」にはレンタル費用も含みます。	（注）寄託手荷物が被保険者のもとに到着したとき以降に左記①〜③を購入した費用は除きます。
⑬航空機遅延費用	旅行行程中に次のいずれかに該当したときに、被保険者が支出した費用（注）を1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。 a.搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航・運休、もしくは航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。 b.搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。 c.搭乗した航空機の遅延などにより、乗継予定航空機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。	（注）ホテル客室料、食事代、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料など通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをいいます。

⚠（2）保険金をお支払いできない主な場合

①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失（「個人賠償責任」については「故意」のみ）

②自殺行為、犯罪行為または闘争行為

③被保険者による自動車などの無資格運転、酒酔い運転中の事故

④戦争、革命などの事変

⑤放射線照射、放射能汚染

⑥頸（けい）部症候群（むちうち症）、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

⑦旅行出発前の既往症または持病による治療費など
（ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。）

⑧カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療

⑨職務遂行に関する、または自動車（※1）、船（※2）、航空機、銃器（※3）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
（※1）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルなどはお支払いの対象となります。
（※2）ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
（※3）空気銃はお支払いの対象となります。

⑩サーフィン・ウインドサーフィンなどの運動を行うための用具、現金、小切手、プリペイドカード、商品券、クレジットカードやコンタクトレンズなどの携行品損害

⑪紛失や置き忘れの場合の携行品損害

⑫事故が生じたときまたは弊社が保険金を支払うべきときに、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がテロリストなどに該当するとき
（注）テロリストなどとは、米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control）が制裁対象としてリスト（http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/sdn/t11sdn.pdf）に掲載している、テロリスト、テロリスト組織に属する者、麻薬密売人または核兵器、化学兵器、生物兵器を製造もしくは拡散する者などをいいます。

⑬弊社が告知を求めた渡航先において生じた事故であるとき。保険契約を結ぶ際にその渡航先への渡航の予定がなかった場合など、いかなる場合においても、同様となります。

…など

3. セットできる主な特約およびその概要

この保険にセットできる特約をご用意しています。詳細につきましては、保険の約款・ご契約のしおりにてご確認ください。

4. 保険期間

保険期間は、海外旅行のために住居を出発してから住居に帰られるまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。（なお、保険期間内でも、住居に帰られた時に保険は終了します。）実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。なお、満期日の管理とご継続の手続きは、保険契約者ご自身で行っていただくことが原則となりますので、ご留意ください。

5. 引受条件（保険金額など）

（1）ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同一の補償内容を提供する他の保険契約などをお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご勘案ください。（年令、健康状態、お仕事内容、保険金額の自社他社合算の合計額、渡航先（注）、旅行目的、その他の事由からご希望のプランのお引受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。）
（注）「キューバ」が渡航先に含まれる場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。

（2）保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者の同意の署名が無い場合、または被保険者が旅行出発日時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1,000万円を上限とさせていただきます。

6. 保険料
保険料は、ご契約金額、保険期間、ご年令などによって決定されます。また、実際にお客さまに払い込みいただく保険料につきましては、パンフレットに記載されたものになりますので必ずご確認ください。

7. 保険料の払込み
保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。

8. 満期返れい金および配当金
「海外旅行保険」には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

⚠9. 解約時の返還保険料の有無
ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。
なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち、残っている保険期間の保険料を解約時の返還保険料としてお支払いする場合があります。
なお、ご契約者から書面による通知をいただいた日を、解約日とします。
計算式：（返還保険料）＝（契約時払込保険料）－（原保険期間開始日から解約日までの保険期間に相当する保険料）
＊ただし、保険期間31日超のご契約を保険始期から31日以内の解約日にて解約する場合は、上記とは別の計算方法にて算出します。その際は取扱代理店または弊社にご確認ください。

注意喚起情報のご説明
この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ（ご契約申し込みの撤回）
保険期間が1年以下のご契約、法人または法人でない社団・財団などが締結されたご契約などはクーリングオフはできませんので、ご注意ください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、海外旅行保険・ご契約のしおり（保険小冊子）内に記載のクーリングオフについての説明をご参照ください。

⚠2. 告知義務および通知義務など
（1）告知義務
①ご契約者や被保険者には、保険契約の締結に際し、保険会社が契約上重要として回答を求めた事項（告知事項）に対し、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
ア．ご契約のお申し込みにあたっては、年令、旅行先、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態、他の傷害保険契約、過去における保険金請求・受領の有無、旅行行程中の職業または危険な運動の有無などの告知事項について書面でおたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引き受けできるかどうか判断させていただいております。
イ．他のご契約者との公平性を保つため、健康状態やお仕事の内容などによっては、新規・継続にかかわらず、ご契約をお断りさせていただくことがあります。
ウ．他の傷害保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおたずねするものです。
（注）ここでいう「他の傷害保険」とは、他の海外旅行保険、普通傷害保険、グループ傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、積立女性保険などの傷害保険および同一の補償内容を提供する共済をいいます。
②故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には「告知義務違反」としてご契約を解除させていただくことがあります。また、保険金などをお支払いできないことがあります。
③上記告知につきましては、取扱代理店または弊社にご連絡ください（弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しており、告知の受領権も有しています。）。
（2）通知義務〈保険契約の締結後に、保険者が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務〉
ご契約後、被保険者（保険の対象となる方）が保険期間中に行う職務を変更されるときは、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。また、下記のような職務に変更となる場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。　●プロボクサー、プロレスラー、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職務

3. 責任開始日
（1）保険責任は保険証券（契約証）に記載された保険期間の初日の午前0時以降で、海外旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。
（2）保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気などに対しては保険金をお支払いできません。

⚠4. 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）
保険金をお支払いできない主な場合については、前記の『契約概要のご説明』「2.保障（補償）内容（2）保険金をお支払いできない主な場合」にてご確認ください。この内容は、契約をお引き受けさせていただく際に大変重要な事項になりますので、充分にご確認ください。

5. 保険料の払込猶予期間など
保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気などに対しては保険金をお支払いできません。

⚠6. 解約時の返還保険料
解約時の返還保険料の有無などについては、前記の『契約概要のご説明』「9.解約時の返還保険料の有無」にてご確認ください。

7. 保険会社破綻時の取扱い
（1）保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
（2）損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、保険金、返還保険料などは原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
なお、損害保険会社が破産手続き開始の決定を受けた場合でも、その決定を受けた日から3か月までは、保険契約を解約することができます。

8. 個人情報の取扱い
（1）個人情報の利用目的
弊社はこのご契約に関する個人情報を以下の目的のため利用します。
①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務
（2）個人情報の提供
あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。
①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（弊社代理店を含みます。）へ委託する場合
②再保険（再々保険以降の出再を含みます。）のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合
③ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要と考えられる場合
④事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社などの間で確認する場合（同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合を含みます。）
⑤保険金のお支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者など）に提供する場合
⑥その他法令に根拠がある場合

（3）個人情報の取扱いに関するお問合せ先

AIUお問合せ窓口：電話 0120-336-112（通話料無料）
（受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く　午前9時～午後5時）
弊社の個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。
（URL：http://www.aiu.co.jp）

その他のご注意

1. お電話でお申し込みの際、ご注意いただきたいこと
（1）お電話でお申し込みをされる前に、下記ポイントにご注意ください。
ご申告いただいている内容に間違いはありませんか。
①知っている事実を申告されなかったり、または事実と異なることを申告されていませんか。
②死亡保険金受取人を指定し、他人を被保険者とする契約を結ぶときは、必ず被保険者の同意を得てください。同意を得ないで他人を被保険者とする保険契約を結んだときは、保険契約は無効となります。ただし、死亡保険金受取人が被保険者の法定相続人である場合を除きます。
（2）保険料は、ご契約と同時に払い込みください。
保険契約では、保険会社（代理店）が保険料を領収してはじめて保険金お支払いの責任を負うことになっていますので、保険料は必ずご契約と同時に払い込みください。
（3）保険金額（傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、治療・救援費用保険金額、傷害治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額、疾病死亡保険金額などのご契約金額）の設定についてご注意ください。
ご契約の際、保険金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
（4）被保険者の年令や告知内容により、前年度と同じ条件でご契約を継続できない場合があります。
（5）ピッケルなどの登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツを行う場合または危険な職業に従事する場合は原則としてお引き受けできません。お引き受けできる場合でも割増保険料が必要です。割増保険料を払い込みいただいていない場合は保険金が削減される場合があります。
（6）申し込み時に日本国外で永住権を持って居住している方は、保険のお引受けはできません。また、申し込み時に既に海外へ渡航されている方や、海外からの申し込みの場合も、保険のお引受けはできません。
（7）ご契約者と被保険者が異なる場合は、保険の約款およびこの説明書の内容を被保険者にご説明ください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと
（1）保険証券（契約証）の保管
保険証券（契約証）は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券（契約証）の表示内容および添付されている保険約款などをご確認のうえ、大切に保管してください。
（2）保険契約者の住所変更
ご契約後、保険契約者が住所または通知先を変更したときは、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。重要なお知らせがお届けできない場合がありますので、ご協力をお願いします。
（3）旅行日程の変更の場合の保険期間延長手続きについて
ご旅行中に、旅行日程の変更などで保険期間の延長をご希望の場合には、満期前に被保険者本人の委任を受けた日本における代理の方（ご家族・知人など）を介して、ご契約された取扱代理店または弊社にてお申し込みください。満期後にご本人様が海外に滞在したままでは、延長のお手続きができませんのでご注意ください。
また、ご契約の内容などによっては保険期間の延長のお申出をお受けできないことがあります。
（4）被保険者からの解約請求
被保険者がご契約者以外である契約について、被保険者となることに同意していなかったなどの場合は、ご契約者に対してこの被保険者の部分に限り保険契約の解除を求めることができます。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、ご契約者から被保険者全員にお知らせください。
（5）重大事由による解除
保険金を受け取る目的で事故を起こす、詐欺行為を行うなど、契約を継続することが困難と判断せざるを得なくなった場合は、この契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。なお、これらの理由で発生した損害に対しては保険金はお支払いできません。
（6）その他
①ご契約の約款は日本国の法律に準拠します。
②ご契約について係争が生じた場合は、日本国内における裁判所に提起するものとします。

3. 事故が起きた場合

(1) 保険金のお支払いの流れ（事故の内容や状況などによっては、異なった流れとなる場合もあります。）

(2) 事故のご連絡

万一、事故が起きた場合には、30日以内に取扱代理店または弊社事故受付センターなどにご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。なお、その損害が拡大しないように適切な処置を行ってください。また、被害者との間で賠償額を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(3) 弊社に相談いただきたいこと

損害賠償責任を補償する保険金（特約）に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときには、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合には、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(4) 保険金のご請求とお支払いについて

①保険金のご請求に必要な主な書類は次のとおりです。（お支払する保険金の種類や事故の内容または損害の額などにより異なります。また、保険金のご請求内容により、ご提出いただく書類の一部の省略が可能な場合があります。詳細については、事故のご報告をいただいた後にご案内させていただきます。）
なお、弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

海外旅行保険保険金請求書類

		保険金の請求に必要となる書類
各保険金共通	保険金の請求書など	海外旅行保険　保険金請求書兼同意書（海外旅行保険・ご契約のしおり（保険小冊子）に封入されています。 弊社ウェブサイトからもダウンロードしていただけます。） ●保険証券（契約証）　●印鑑証明書（保険金受取人、相続人、代理人など）　●パスポート（写し） ●被保険者の渡航期間・渡航国・渡航目的などを確認できる契約者備付の帳簿 ●医療情報、個人情報にかかわる調査の同意書　…など
各保険金共通	事故の発生状況や、保険金のお支払の対象となる事故であることなどを確認する書類	事故の種類や発生場所ごとに、公の機関（やむを得ない場合は第三者）の発行する証明書（交通事故証明書、盗難・焼失など公的機関が発行する証明書、遅延/欠航証明書など） 免許証などの資格証明書　…など
各保険金共通	保険金請求者が被保険者であることを証明する書類	住民票、健康保険証、戸籍謄本　など
各保険金共通	法定相続人を確認する書類	法定相続権者からの委任状、戸籍謄本、印鑑証明書　など
各保険金共通	保険金の代理請求を確認する書類	代理請求者の資格確認書類（戸籍謄本、印鑑証明書 など）
死亡を確認する書類		死亡診断書または死体検案書、被保険者の戸籍謄本　など
後遺障害の程度を確認する書類		後遺障害診断書、検査資料（画像・病理等の臨床検査記録）　など
治療費用・投薬等の金額および入院・通院などの状況・診療内容を確認する書類		診断書、診療報酬明細書、治療費用・処方箋代や薬代等の領収書/レシート　など
賠償責任補償に関する確認書類		修理見積書、被害品のリスト、損傷個所の写真 損害品を購入（取得）したときの領収書、保証書、死亡診断書または死体検案書 診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書 検査資料（レントゲン、CT、MRIなどの画像・病理等の臨床検査記録） 治療費用・処方箋代や薬代等の領収書/レシート 戸籍謄本、法定相続権者からの委任状、代理請求者の資格確認書類（戸籍謄本、印鑑証明書 など） 源泉徴収票、確定申告書など逸失利益の算定の基礎となる収入の額や休業損害の額を算定するために必要な書類 通院交通費等の領収書など、損害を確認する書類 示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを確認する書類 賃貸業者からの賃貸契約書または賃貸契約領収書　…など
携行品や留守宅の家財などの損害および損害の額を確認する書類		被害品のリスト 修理見積書、損傷個所の写真　修理不能証明書（修理業者発行）（修理が不可能な場合） 損害品を購入（取得）したときの領収書、保証書、取扱説明書　被害が生じた物の所有を確認できる書類　…など
航空機や寄託手荷物の遅延によって生じた費用の確認書類		ホテル等客室料、食事代、交通費および国際電話料等の通信費などの領収書 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用の領収書 寄託手荷物である下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入または貸与を受けたときの費用の領収書 寄託手荷物である洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品の購入または貸与を受けたときの費用の領収書 購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、やむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けた場合の費用の領収書　…など
救援者費用の確認書類		捜索救助費用の領収書や支払証明 航空運賃等交通費、救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃の領収書 宿泊施設の客室料、現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料の領収書 遺体輸送費用または転院などのための移転費 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用の領収書 諸雑費、救援者の渡航手続費ならびに救援者または被保険者が現地において支出した交通費、被保険者の入院もしくは救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等の領収書旅券印紙代、査証料、予防接種料等の領収書　…など

②包括契約の場合、「被保険者の渡航期間・渡航国・渡航目的などを確認できる契約者備付の帳簿」など弊社が支払うべき保険金を算出するための書類の閲覧や写しの提示をいただく場合があります。

③弊社が求めた書類に必要事項をご記入の上ご提出いただいた日を、請求完了日とします。弊社は、原則として請求完了日からその日を含めて30日以内に、保険金お支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる場合は、保険金請求に必要な書類が弊社に到着した日から30日以内にお支払いします。ただし、次の場合は、30日を超える場合があります。
ア.医療機関などの専門的な判断、後遺障害の認定、公的機関の調査結果など、外部の判断が必要な場合
イ.保険金のお支払いに必要な調査に対し、妨害などがあった場合

④個人賠償責任においては、被害者（事故の相手方）に先取特権（被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利）があります。

⑤他に同様の補償をする保険がある場合のお支払い方法
他に同一の事故に対して補償を受けられる保険（共済を含みます。）がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、他の保険により保険金が支払われるときは、その金額を損害額から差し引いて保険金をお支払いします。（万一、他の保険契約および弊社より重複して同一の補償を受けた場合には、弊社が支払った保険金を返還していただくことがあります。）

(5) 保険金ご請求の期限（時効）

保険金をご請求いただける期間は、保険の約款に定める保険金の請求権が発生したときから3年間となります。時効期間を超えた場合は、保険金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。なお、ご契約の継続にあたっては、保険金の請求に漏れがないかご確認ください。

4. 共同保険契約

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

5. お問い合わせ先

1.保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情	AIU・シティカードジャパン旅行保険デスク
○この重要事項説明書もしくは保険証券記載の取扱代理店または弊社営業部支店の電話番号までご連絡ください。 ○また、AIU・シティカードジャパン旅行保険デスクへお電話いただく際は右記までご連絡ください。	電話 0120-917-005（通話料無料） 受付時間：午前10時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
2.事故のご報告・保険金のご請求	**AIU事故受付専用ダイヤル**
この重要事項説明書もしくは保険証券記載の取扱代理店、または右記AIU事故受付センターまでご連絡ください。 （注）事故以外の各種お問い合わせは上記1.へお願いします。	電話 0120-04-1799（通話料無料） （受付時間：24時間365日）
3.弊社の契約する指定紛争解決機関	**保険オンブズマン**
弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。 詳細は右記ホームページをご覧ください。	電話 03-5425-7963 （受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日・年末年始を除く） ホームページ：http://www.hoken-ombs.or.jp

IP電話をご利用の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

2010年9月1日以降補償開始契約用

海外旅行保険　ご契約内容確認事項（意向確認事項）

本書面は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただくために、ご提案しました保険商品がご契約者のご希望に合致した内容であること、ご契約をする上で特に重要な事項の欄に正しくご回答されていることを確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認ください。確認後のご提出は不要ですが、念のためお手元に保管ください。なお、ご確認にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、AIU・シティカードジャパン旅行保険デスクまでお問い合わせください。

ご契約者にご確認いただく欄

(1) 保険商品が以下の点でご契約者のご希望に合致した内容になっていることをご確認ください。ご希望に合致していない場合は、AIU・シティカードジャパン旅行保険デスクまでお申し出ください。

- □保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）※お支払事由の詳細については重要事項説明書、パンフレットなどにてご確認ください。
- □保険金額（ご契約金額）　□保険期間（保険のご契約期間。旅行期間に合わせて設定ください。）　□保険料

(2) お申し込み時にお電話でご回答いただいた事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、誤りがあった場合は訂正が必要になりますので、AIU・シティカードジャパン旅行保険デスクまでお申し出ください。

- □申込書の告知事項「他の保険契約の告知欄」は正しくご回答いただいていますか?
- □被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認されましたか?（家族旅行特約セットの場合）
- □旅行中に従事する職務がある場合、AIU・シティカードジャパン旅行保険デスクにお申し出いただきましたか?
- □旅行中に危険な運動を行う場合、AIU・シティカードジャパン旅行保険デスクにお申し出いただきましたか?

C-000364 2013-05 ADR